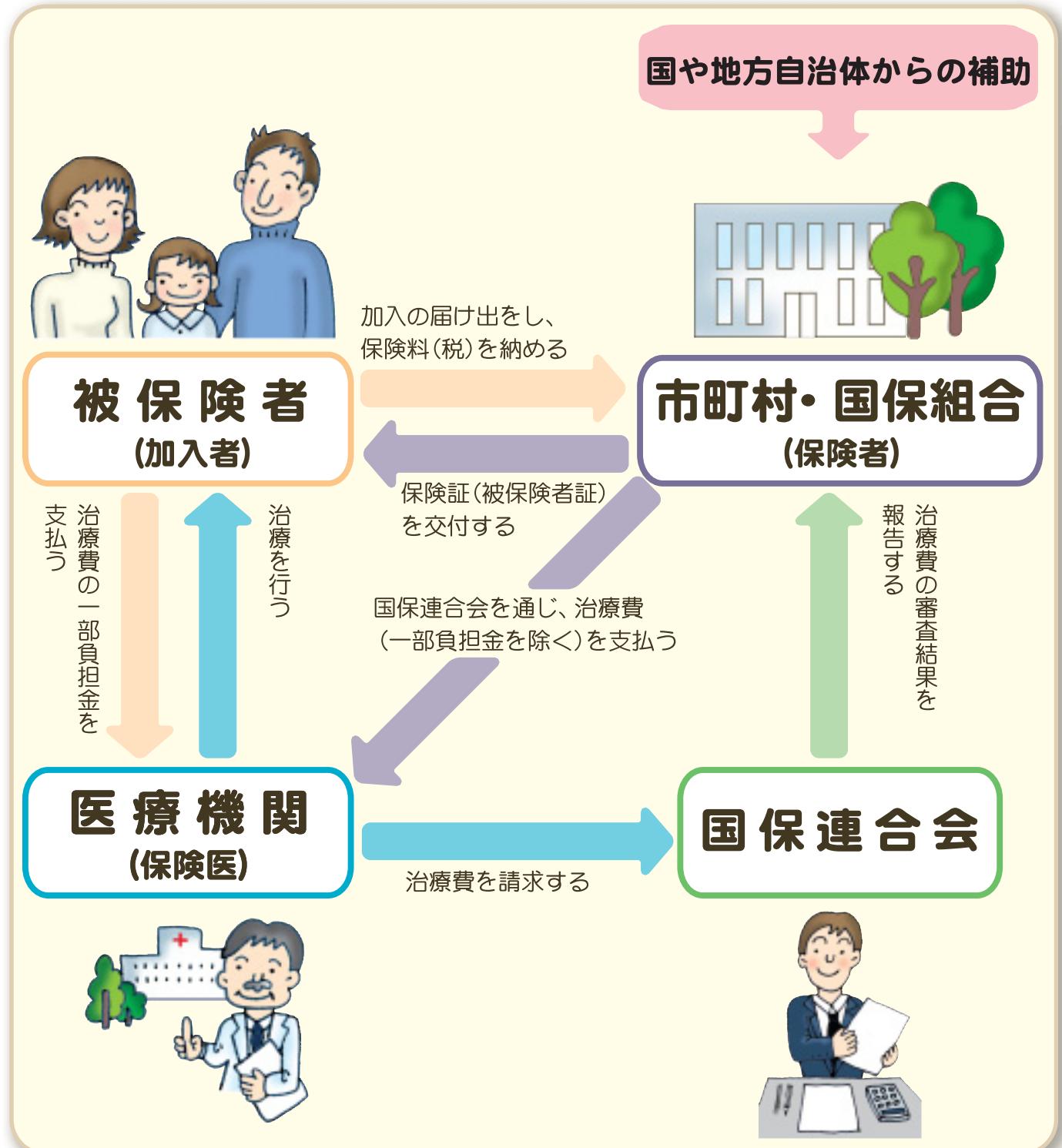


国保のしくみ



お問い合わせ

各市町村国保担当係・国民健康保険組合
または福井県国民健康保険団体連合会 TEL 0776-57-1612

交通事故に あつたら…

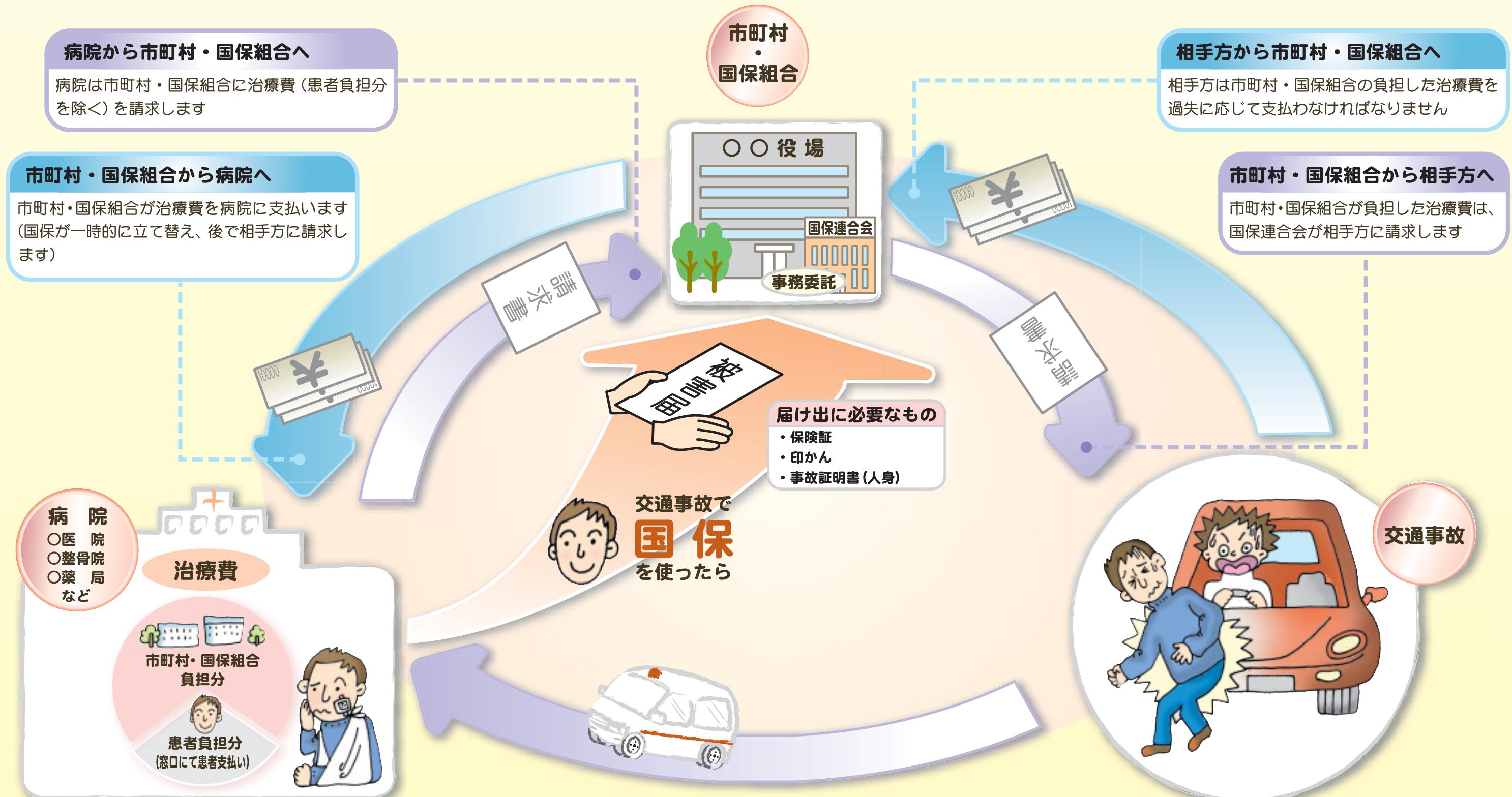
交通事故など第三者の行為によってケガをした場合でも、
保険証を使って治療を受けることができますが、
法令によって保険者（市町村・国保組合）に
届け出ることが義務付けられています



示談は慎重に

- 示談の前に、必ず国保の窓口にご相談ください。
- 保険証を使って治療を受けている人が加害者から治療費を受け取ると、その治療費の一部を保険者（市町村・国保組合）から請求されることがあります。

交通事故で国民健康保険を使うときは、必ず市町村・国保組合に届け出を!



※交通事故にあったら、すみやかに警察に届けましょう。
届け出をしないと「交通事故証明書」（自動車安全運転センター発行）
がもらえません。